

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

船舶電気装備工事 関係法令・規則集

一般社団法人 日本船舶電装協会

平成 25 年 3 月

まえがき

経済の発展とともにさまざまな物資が大量に世界中の国々を行き交う現代において、船舶はますます重要なものとなっています。

特に、海洋国家である我が国がさらなる経済発展を遂げるうえで、船舶は重要な役割を担っています。

同時に、近年、船舶を取巻く環境は大きく変遷し、人命の安全、省エネ、地球環境の保護が強く求められ、船舶に関連する法令や規則は、国内事情にとどまらず国際的見地から見直しが行われ、IMO等の国際機関に準拠して国内法や規則が改正される機会が増えており、船舶電気装備工事等に従事する関係者が法令や規則等を理解する重要性はますます高まっています。

しかしながら、膨大で改正する頻度が高い法令や規則等を個々の事業者で整理、理解することは困難であります。

このような観点から、船舶電気装備工事等事業者で構成される当会が個々の事業者に替わって整理したのが本書です。

本書は、当会が行っている資格更新研修の指導書を基に作成したものであり強電・弱電分野を網羅し、関連する法令や規則を体系的にまとめていますのであらゆる場面で活用できるものとなっております。

本書の刊行にあたり、ご理解とご援助をいただいた日本財団並びに関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

本書が船舶の安全航行に大いに寄与することを期待してやみません。

平成 25 年 3 月

一般社団法人 日本船舶電装協会

専務理事 松村 純一

目 次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	- 1 -
[1]	電気設備	- 1 -
第 1 章	総則	- 1 -
第 2 章	発電及び変電設備	- 25 -
第 1 節	通則	- 25 -
第 2 節	発電機	- 34 -
第 3 節	蓄電池	- 45 -
第 4 節	変圧器	- 50 -
第 3 章	配電設備	- 53 -
第 1 節	配電盤	- 53 -
第 2 節	配電器具	- 60 -
第 4 章	電路	- 62 -
第 1 節	電線	- 62 -
第 2 節	配電工事	- 65 -
第 3 節	接地	- 82 -
第 5 章	電気利用設備	- 84 -
第 1 節	照明設備	- 84 -
第 2 節	動力設備	- 89 -
第 3 節	電熱設備	- 99 -
第 4 節	通信及び信号設備	- 100 -
第 6 章	非常電源等	- 103 -
第 7 章	引火性液体を運送する船舶の電気設備	- 121 -
第 8 章	ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	- 130 -
[2]	脱出設備、操舵設備、航海用具	- 132 -
「 1 」	脱出設備	- 132 -
「 2 」	操舵設備	- 142 -
「 3 」	航海用具	- 152 -
[3]	無線電信等の施設	- 196 -
II	危険物運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	- 202 -
第 2 編	危険物の運送	- 202 -
第 3 章	ばら積み液体危険物の運送	- 203 -
第 2 節	液化ガス物質	- 203 -
第 3 節	液体化学薬品	- 203 -
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	- 210 -
第 1 章	総 則	- 210 -
第 2 章	救命設備の要件	- 210 -

第3章	救命設備の備付数量	- 218 -
第4章	救命設備の積付方法	- 221 -
IV	船舶消防設備規則（関連抜粋）	- 224 -
第2章	消防設備の備付数量及び備付方法	- 224 -
第1節	第1種船及び第2種船	- 224 -
第2節	第3種船及び第4種船	- 234 -
V	船舶防火構造規則（関連抜粋）	- 237 -
VI	船舶自動化設備特殊規則	- 239 -
第1章	総則	- 239 -
第2章	機関	- 239 -
第3章	設備	- 242 -
VII	漁船特殊規程（関連抜粋）	- 250 -
第1章	総則	- 250 -
第3章	設備	- 250 -
第1節	救命設備	- 250 -
第3節	その他の設備	- 250 -
VIII	小型船舶安全規則（関連抜粋）	- 257 -
[1]	総則	- 257 -
[2]	電気設備	- 261 -
第1節	通則	- 261 -
第2節	蓄電池	- 264 -
第3節	配電盤	- 266 -
第4節	電路	- 267 -
第5節	電気利用設備	- 268 -
[3]	航海用具	- 268 -
[4]	救命設備	- 279 -
[5]	特殊小型船舶に関する特則	- 280 -
IX	小型漁船安全規則（関連抜粋）	- 282 -
[1]	総則	- 282 -
[2]	電気設備	- 283 -
[3]	航海用具	- 287 -
[4]	救命設備	- 290 -
X	電気設備の検査	- 291 -
[1]	検査の種類	- 291 -
[A]	定期検査	- 291 -
[B]	中間検査	- 291 -

[C] 臨時検査	- 292 -
[D] 臨時航行検査	- 292 -
[E] 予備検査	- 293 -
[2] 用語の意義	- 293 -
[A] 旅客船	- 293 -
[B] 国際航海	- 293 -
[C] 特殊船	- 293 -
[D] 小型兼用船	- 293 -
[E] 小型船舶	- 293 -
[F] 小型漁船	- 293 -
[G] 航行区域	- 293 -
[H] 従業制限	- 294 -
[3] 検査の準備	- 294 -
[A] 定期検査の準備	- 294 -
[B] 第1種中間検査の準備	- 295 -
[C] 第2種中間検査の準備	- 295 -
[D] 予備検査の準備	- 295 -
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	- 295 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	- 295 -
第1章 第1回定期検査等	- 295 -
第2章 定期的検査等	- 302 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	- 306 -
第1章 第1回定期検査等	- 306 -
第2章 定期的検査等	- 307 -
S編 検査の特例（電気装工事関係）	- 307 -
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	- 309 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	- 309 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	- 313 -
第2章 船舶検査の実施方法	- 313 -
XI 索引	- 315 -

航海用レーダー等 目次

第1章	航海用レーダー等の変遷	1
第2章	船舶安全法及び関係規則（抜粋）	11
2・1	船舶安全法の概要	11
2・1・1	目的	11
2・1・2	概要	11
2・2	船舶設備規程	12
2・3	艙装工事に関する船舶設備規程及びその関連規則	90
2・3・1	電線	90
2・3・2	配電工事	91
2・3・3	接地	99
2・3・4	照明設備	100
2・3・5	非常電源	101
2・3・6	磁気コンパス	115
2・4	船舶安全法による航海用レーダー等の検査	116
2・4・1	船舶検査の種類	117
2・4・2	検査の申請	121
2・4・3	船級協会による検査	135

（注記）平成 23 年版からの変更箇所は、波線のアンダーラインで示してあります。

GMDSS設備・航海用具 目次

第1章	海上遭難安全通信システムの変遷とGMDSSの概要	1
1・1	まえがき	1
1・2	GMDSSへの道	1
1・3	GMDSSの必要性	3
1・3・1	従来のシステム	3
1・3・2	新しいシステムの計画	4
1・4	GMDSSの概要	4
第2章	船舶安全法関係規則（抜粋）	10
2・1	船舶安全法	12
2・2	船舶安全法施行規則	14
2・3	船舶設備規程	28
2・4	船舶救命設備規則	90
2・5	船舶自動化設備特殊規則	101
2・6	小型船舶安全規則	103
2・7	漁船特殊規程	112
2・8	小型漁船安全規則	113
2・9	船舶安全法による船舶の検査（要約）	119
2・9・1	用語の定義	120
2・9・2	船舶検査の種類	121
2・9・3	航行上の条件等	124
2・9・4	船級協会の検査	126
2・9・5	型式承認と検定	126
2・10	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する 関係規則（要約）	130

（注記）平成23年版からの変更箇所は、波線のアンダーラインで示してあります。